

せいかつ ほ ご 「生活保護のしおり」



せいかつ ほ ご 生活保護とは

きゅうよ ねんきん しょうにゆう せたい き さいていせいかつひ したまわ せたい
給与や年金などの収入が、世帯ごとに決められた「最低生活費」を下回る世帯で、
じぶん しさん のうりよく せいど かつよう せいかつ いじ かつ
自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができない方
くに けんこう ぶんかてき さいていげん せいかつ ほしょう いちにち はや じぶん
に、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、一日も早く自分の
ちから せいかつ おく しえん せいど
力で生活が送れるように支援する制度です。

せいかつ ほ ご だれ りよう 生活保護は誰でも利用できるのですか？

せいかつ ほ ご りよう にほんこくけんぽう さだ こくみん けんり ほうりつ
生活保護を利用することは、日本国憲法に定められた国民の権利であり、法律によ
って決められた必要条 件にあてはまる世帯は、誰もが平等に利用することができます。
す。

せいかつ ほ ご りよう のうりよく しさん ふようぎむ たせいど りよう
生活保護を利用するには、能力、資産、扶養義務、その他制度など、すべて利用で
きるものは活用することが必要であり、世帯を単位として決められるものです。同じ
かおく す せいけい ひと かつがた どういつせたい あつか
家屋に住み生計を一つにしている方々は、同一世帯として扱われます。



生活保護を利用するまでの流れ

病気やケガなど、さまざまな理由で生活することが難しくなってしまったとき、生活保護を利用したいと思ったら、福祉事務所に相談してください。



1. 相談（生活保護を利用したいと思ったら）

お住まいの地域の福祉事務所に困っている内容を相談してください。

相談時には、生活状況や資産状況、親族の状況などを確認します。

相談の中で、生活保護制度について詳しく説明しますので、お気軽に相談してください。

2. 申請（生活保護を利用するための申請書類を提出します。）

生活保護の申請は、本人の意思で申請することが必要です。

生活保護を希望する方は、生活保護申請書一式を記入し提出します。申請に伴い調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料の提出を求められることがあります。

なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族が代理で申請することもできます。

3. 調査（調査内容と生活保護のしくみ）

生活保護の申請を受けると、福祉事務所が銀行などの預貯金や生命保険、年金情報、土地家屋、自動車などの資産調査、ならびに世帯員の就労能力の活用や扶養義務者の状況などについての調査を行います。

※ 扶養調査の対象は、申請者の親、子ども、兄弟姉妹となりますが、以下の場合などは調査対象外となります。

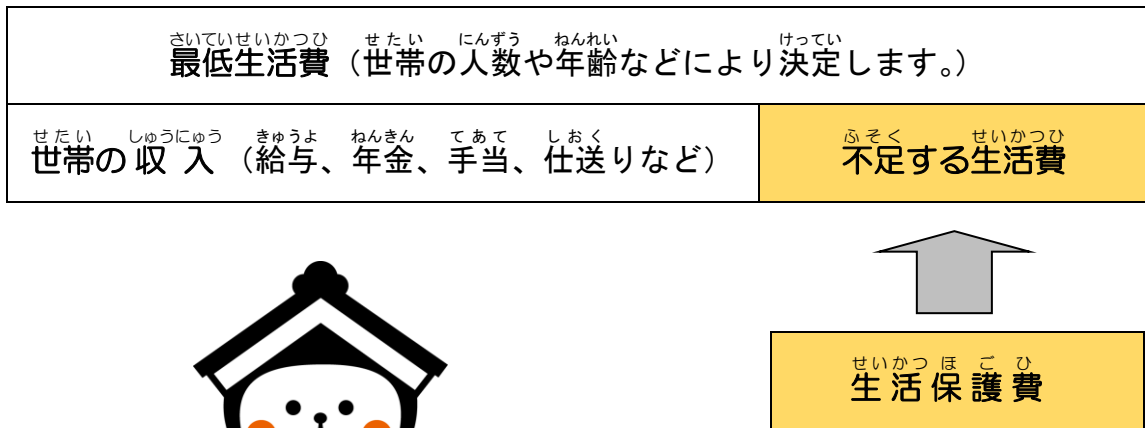
- ・ 配偶者暴力の被害者である場合。
- ・ 10年程度音信不通となっている場合。

- ・ 相続を巡り対立している場合。
- ・ 縁が切られている場合。
- ・ 生活保護利用中の者である場合。
- ・ 70歳以上の高齢者又は未成年である場合。
- ・ 海外移住者である場合。

なお、生活保護以外にも各種手当、各種年金、雇用保険、労災保険、医療助成など、生活を支えるための制度で利用できるものがあれば、それらを優先して活用していただきます。

生活保護のしくみ

さまざまな調査をしたあと、生活保護の利用ができるかどうかの審査を行います。最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合は生活保護を利用し、不足分が支給されます。世帯の収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用はできません。



調査結果をもとに、定められた基準により保護が必要かどうか、また、必要ならどの程度のものか、福祉事務所が判断し、申請した日から原則として14日以内（遅くとも30日以内）に決定し、その内容を通知します。

4. 利用開始（生活保護が始まった）

生活保護が決定した方には、担当するケースワーカーから生活保護の利用にあたっての権利や義務について、詳しく説明を行ったうえで、世帯の自立に向けた支援を行っていくこととなります。



とちぎしふくしじむしよ
栃木市福祉事務所

とちぎしやくしよ ふくしそらむか
栃木市役所 福祉総務課

TEL (0282) 21-2212・2213